

フィットネスクラブで使用する音楽の 使用料の支払いについて Q&A

社団法人日本フィットネス産業協会

2011年2月25日追加版

2011年8月4日一部訂正

(手続き関係事項)

2月4日版広報の内容も必ずご参照ください。
このQ&Aはその後のご質問等についての追加情報です。

(問い合わせ先)

F I A 事務局 TEL 03-5207-6107

Mail ftys@fia.or.jp

※非加盟クラブの方は、JASRAC各支部へお問い合わせください。

※以下の説明にはF I A加盟であることで適用される事項が含まれます。

※使用料規程本文はF I AのHP TOPページ「ニュースリリース」
からご覧いただけます。

Q 音楽著作物使用許諾契約申込書 の記入について。

会員企業代表者様宛 23年2月22日に郵送した書類です。

- A-1** 記入上の注意点は別途加盟クラブに配布していますので、
ご参照ください。(必要な場合はF I A事務局あてご請求下さい)
- A-2** 提出はF I A事務局あてになります。
一旦(複写の)2枚ともお送り下さい。
(「お申込人控」は、後日、JASRACより「音楽著作物
利用許諾書」と共に返送されます。)
- A-3** 原則として初回のみ提出の書類です。会社名・所在地・
支払い方法等の変更以外は再度提出する必要はありません。

Q 利用状況届出書(複写記入様式)の記入について。

会員企業代表者様宛 23年2月22日に郵送した書類です。

- A-1** 会社合計で1施設のみ届ける場合に使用する書式です。
複数店舗を届け出る場合は、エクセル版を使用して下さい。
- A-2** 提出はF I A事務局あてになります。
一旦(複写の)2枚ともお送り下さい。
(「お申込人控」は、後日、JASRACより「音楽著作物
利用許諾書」「許諾ステッカー」と共に返送されます。)
- A-3** 施設数や届け出内容に変化が無い場合、再度提出する必要は
ありません。(初回のみで可)

Q 利用状況届出書（エクセル版）の記入について。

会員企業代表者・ご担当者様宛 23年2月22日メール配信した
フォームです。

- A-1** 会社合計で複数施設届ける場合に使用する書式です。
- A-2** シートが5つあり、内、記入シートは3つです。（TBLは自動計算の為のデータページですので触らないでください。）
FIAの正会員基本調査を併せた様式にしています。
利用状況届出書には従来の「事業所概要」フォームとほぼ同じ内容をご記入頂くので、1回で済むようにしています。
- A-3** 緑色の枠は半角英数で数値のみ入力します。（円・㎡）
面積（合計）と月額使用料の白い枠は自動的に表示されます。
月額使用料欄に表示される金額は、その施設の**各種割引前の**
金額です。
この欄の合計額が会社合計額です。この額を「音楽著作物使用許諾
申込書」の「月額使用料」欄に記載して下さい。
JASRACからはここから所定の割引を算入した「請求書」が
発行されます。→割引内容は後記。
- A-4** 記入後、FIA事務局あて送信して下さい。事務局にて承印後
JASRACへ送達します。
（正会員基本調査関係部分はJASRACへは送付しません）
後日JASRACより施設数分の「利用許諾ステッカー」が
送付されます。
- A-5** 記入の対象となる施設について。
加盟企業が自らの名において経営しているクラブが原則ですが、
指定管理・業務受託等の関係施設でも、加盟企業の判断により
記載することにより一括処理の対象と致します。
※介護・医療・福祉関係施設などについてはご相談下さい。
本来、当該施設であっても権利処理（料金が必要）の対象と
なりますが、その性格に鑑みJASRACが適用除外の判断を
することがあります。

- A-6** 利用状況届出書の提出サイクルについて。
初回提出後、内容に変化が無い場合は再度提出の必要はありません。
内容に変化がある場合の提出サイクルは以下によります。
月額支払い～半年前払い：変化があった月単位で提出。
年一括前払い：年1回（今後の調整により、基準日を
設定する予定です）

Q 料金の割引内容について

- A-1** 使用料規程に表示された金額は標準の月額使用料です。
ここから、以下の割引制度による減額が可能です。
初めの契約書「音楽著作物利用許諾契約申込書」に
記載した「月額使用料」を基に計算されます。

	適用順序	適用率
①	団体割引 (F I A加盟のみ)	20/100 (0.8)
②	前払い割引	1.2ヶ月分 (年一括前納) 0.5ヶ月 (6か月前納) 0.1ヶ月分 (3か月前納)
③	新規管理事前 契約割引	10/100 (0.9) (3月末まで手続完了)

計算の例：会社合計の月額使用料が100,000円で、年一括前納の場合。
月額×0.8 (①団体) × (1.2ヶ月×0.9 ②年一括) × 0.9 (③事前)
=100,000×0.8×(12ヶ月×0.9)×0.9
=777,600円

※次の項2011年8月4日訂正。

「訂正ここから

Q 「市販CD」と同様ではないケースについて

- A-1** 指導用音源は、正しく権利処理された市販CDを使用して頂く
ようお願いしています。下記の場合は市販CDと同様ではないので
注意が必要です。
①ネットからダウンロード(DL)で購入した音源(曲)をPCから
自分のCD・i-Podなどの媒体へコピーしたもの。
※そのような音源を自分のCD・MD・i-Podなど別媒体へコピー

するには、権利者の許可が別途必要です。

②レンタルCD。

※レンタルCDは、レンタル会社の規約により「家庭内等での個人利用」に使用目的が限定されており、基本的には指導用音源としての使用は出来ません。

訂正ここまで」

Q 届け出対象となるかどうか又は適用する考え方について

※下記は実際にご質問があったケースに基づいています。

A-1 音楽使用面積として計算しなくて良いケース。

①ジュニアのスイミングスクールで、準備体操室でCDを使用。

②クラブ内に開設している託児室で、DVDを見せている。

A-2 スイミングクラブでアクアビクススクールが音楽使用対象だが、金額の異なる2～3のクラスがある場合どの料金を適用するか。

→ 使用料規程料金表の「月会費5,000円まで」の欄を使用。

A-3 同住所に異なるクラブ（従来型クラブとサーキット型クラブ）を併設しているケース。

→ 出入り口が別で其々独立したクラブとして運営されている場合は個別に届け出。

→ 出入り口が共通で一方の施設に包含されて附置されている場合は1施設内の面積として計算。

以上